平成２４年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市五代３－９－16、住民票上の住所栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目41番34号
債務者　龍﨑　一也
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２４号
栃木県宇都宮市西川田町743番地６　グレースハイツ202
債務者　工藤　美香
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２５号
栃木県日光市中宮祠2482番地１　株式会社楓雅内、前住所埼玉県草加市谷塚町1077番地３オンワード谷塚301号
債務者　奈良　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３３号
栃木県宇都宮市東峰町3060番地　東峰コーポ205号室、前住所栃木県宇都宮市緑３丁目12番11号
債務者　渡邉　則彦
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３５号
栃木県鹿沼市上石川1132番地２　ファーストリングⅡ102、前住所栃木県鹿沼市白桑田558番地３
債務者　設樂　晃子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３７号
栃木県大田原市美原３丁目3323番地33
債務者　佐藤　和恵
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３８号
栃木県宇都宮市中久保２丁目８番21号
債務者　原田　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５９号
栃木県宇都宮市桜２丁目２番５号、前住所東京都世田谷区成城２丁目24番８号　ベンゾーネ成城２
債務者　阿久津千明
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６０号
栃木県宇都宮市桜２丁目２番５号、前住所東京都世田谷区成城２丁目24番８号　ベンゾーネ成城２
債務者　阿久津秀明
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６５号
栃木県宇都宮市御幸町291番地10　リバーストンハイツ101、前住所栃木県宇都宮市下岡本町4555番地３　金井台待機宿舎Ｂ－103
債務者　山下ひろ子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５６号
愛知県安城市法連町11番地１　事業団住宅４－208
債務者　山本　敏和
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第７０号
岡山県倉敷市美和２－13－２　食亭大舘方、住民票上の住所岡山県久米郡美咲町塚角832番地
破産者　下山　義矩
1　主文　当裁判所が平成24年６月４日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「岡山県倉敷市美和２－13－12　食亭大舘方、住民票上の住所岡山県久米郡美咲町塚角832番地」とあるを「岡山県倉敷市美和２－13－２　食亭大舘方、住民票上の住所岡山県久米郡美咲町塚角832番地」と更正する。
2　決定年月日　平成24年10月４日
岡山地方裁判所津山支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６３０号
栃木県宇都宮市下田原町1061番地
破産者　石川　幸雄
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６２７５号
東京都千代田区内神田１丁目10番９号
破産者　株式会社日本エステートアオヤマ
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４１６号
東京都大田区蒲田５丁目37番１号　ニッセイアロマスクエア３階、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区西蒲田６丁目36番11号
破産者　ＥＶＧＩＮ　ＳＯＬＵＴＩＯＮ　ＳＥＲＶＩＣＥ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部